

自転車駐車場整備
放置自転車対策について



都市整備部 土木管理課

自転車駐車を整備した目的

なぜ区役所が
自転車駐輪場を作っているの？



駅前広場や道路、歩道などに停めている
放置自転車をなくし、安全に通行で
きるようにしています。

通勤や通学、お買い物などで、自転
車を利用する方が駐車できる場所も
確保しています。



杉並区内の駐輪場の数と利用率

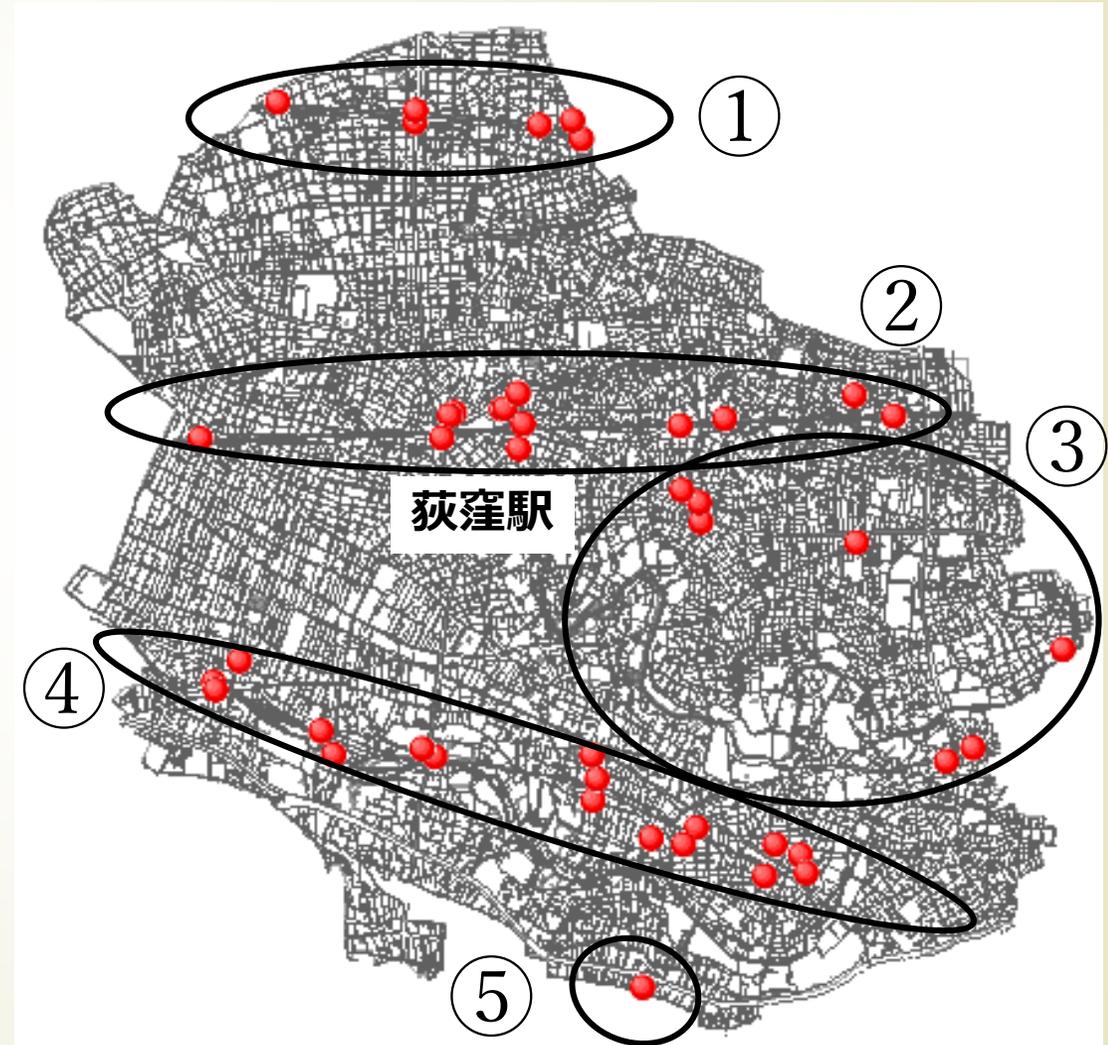


全44箇所

～内訳～

- ①西武新宿線：6箇所
- ②中央線：13箇所
- ③丸ノ内線：7箇所
- ④井の頭線：17箇所
- ⑤京王線：1箇所

駐車場平均利用率		
	R元年度	R3年度
①西武新宿線	50.7%	38.2%
②中央線	87.3%	69.0%
③丸ノ内線	80.7%	66.5%
④井の頭線	70.1%	49.7%
⑤京王線	67.8%	52.3%



放置自転車が多かった！！

対策前



自転車が
いっぱいだ

対策後



放置自転車対策
の成果だね！！

放置自転車が減りました

一日の放置自転車台数の推移



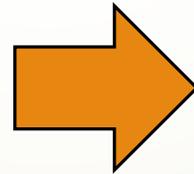
使いやすい自転車駐車場へ



- ・両輪をラックに入れるのが大変
- ・隣の自転車にハンドルが当たる
- ・大型自転車を止めたい



- ・前輪ラックに変更
- ・自転車の間隔を**20cm**広くした
- ・全てのラックが大型自転車可能

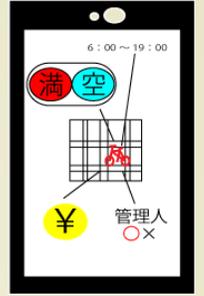
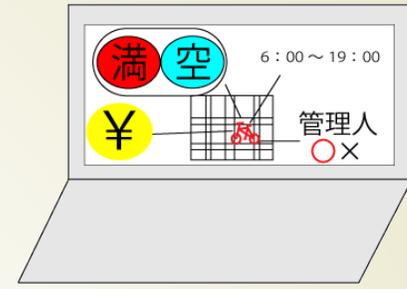


これからの課題

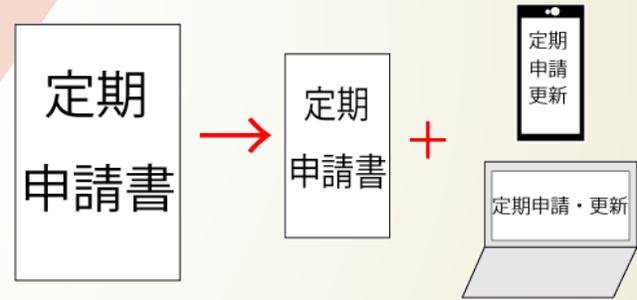
デジタル化
進めていきます



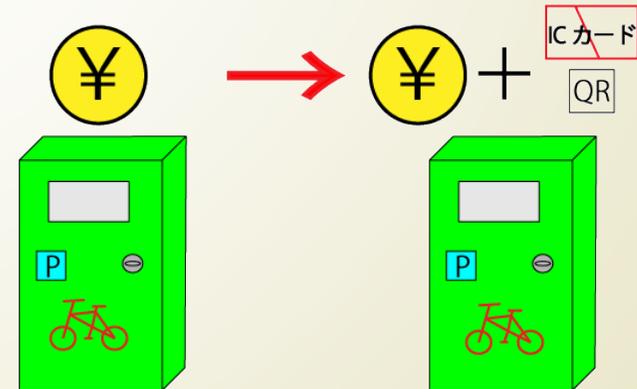
情報の一元化



電子申請



キャッシュレス決済



ご清聴

ありがとうございました。

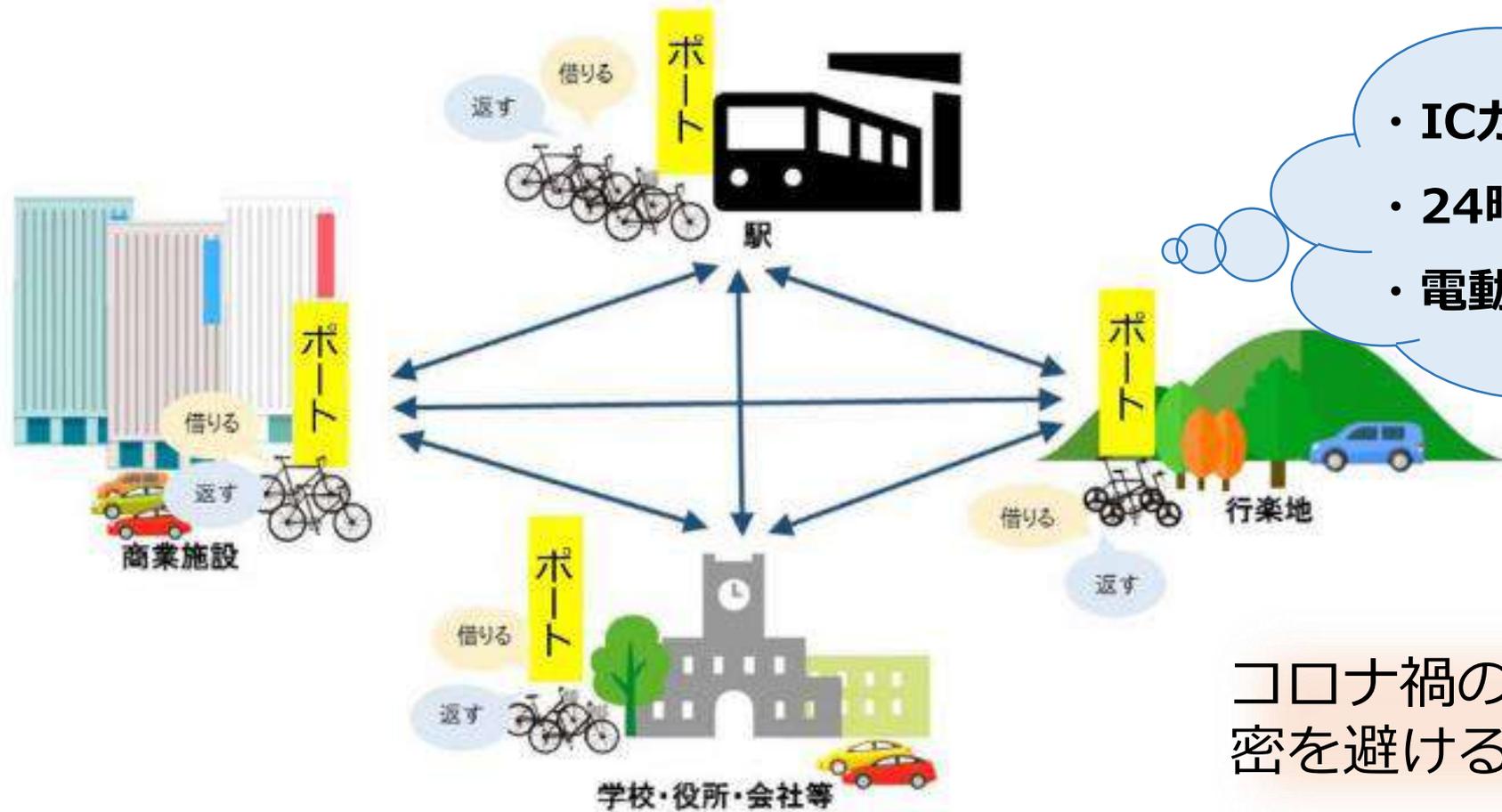


杉並区のシェアサイクルについて

都市整備部 交通施策担当

1. シェアサイクルとは？

サイクルポートで、いつでもどこでも自転車を貸出・返却ができる交通システム



- ・ ICカードやスマホだけで利用可
- ・ 24時間利用できる
- ・ 電動自転車！

コロナ禍の影響もあり、
密を避ける移動手段として普及

2. 課題と現状

- 近年、シェアサイクルは**新たな公共交通**として期待されています
- 一方で、事業の採算性の低さが課題
 - ➔ 公有地の提供など**官民の連携が必要**

自治体と事業者が協定を締結

【都内における2大事業者】

ハローサイクリング



ドコモ・バイクシェア



■ 東京都におけるシェアサイクルを実施している自治体 出典：東京都HP

3. 杉並区でもシェアサイクル実証実験を始めました！

【期待する導入効果】

公共交通の機能補完、観光戦略の推進、災害時の移動支援

【実施期間】 令和3年12月～令和5年3月

【区が連携している事業者】



ハローサイクリング

(OpenStreet株式会社)
令和3年12月 協定締結



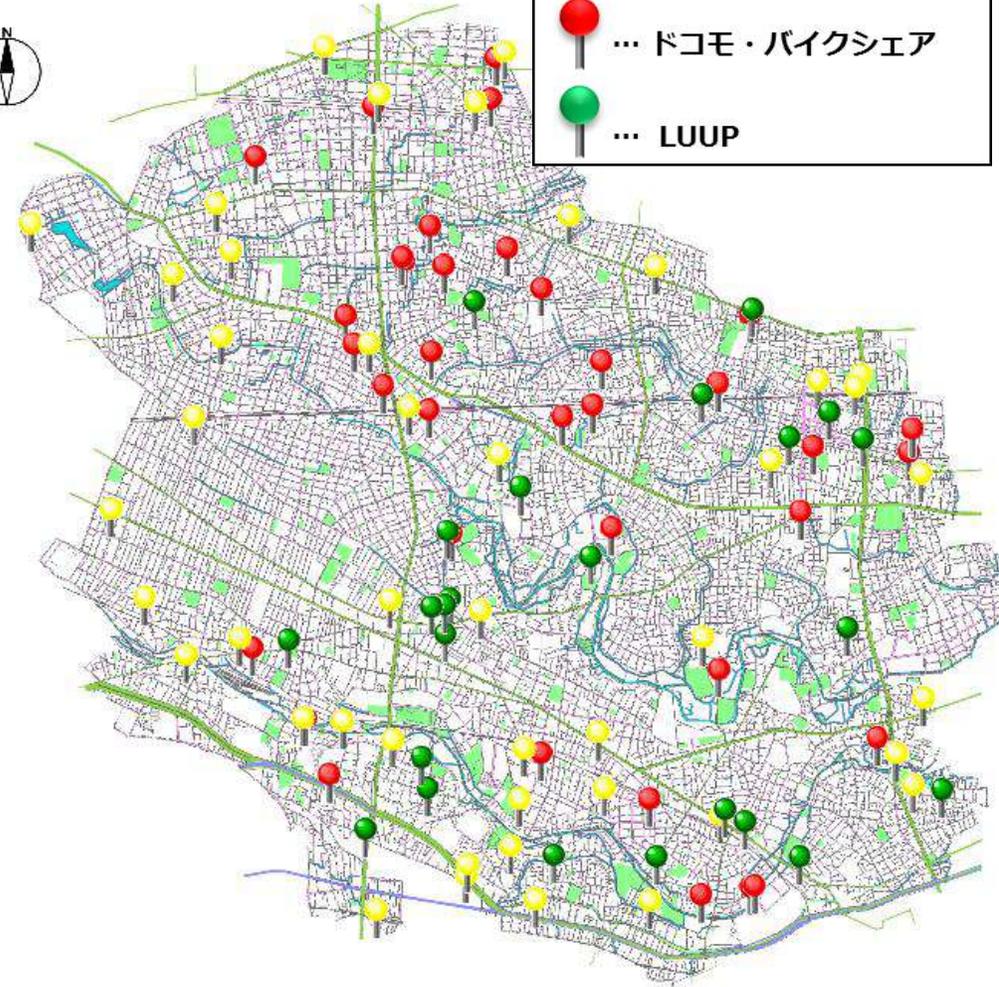
ドコモ・バイクシェア

(株式会社ドコモ・バイクシェア)
令和4年 2月 協定締結



LUUP (株式会社Luup)

令和4年 6月 協定締結
(シェアサイクル事業のみ)



■ 区内全域のポート立地状況
計110箇所（うち区有地は、計26箇所）
【令和4年8月時点】

4. 利用料金

事業者	利用料金
<p>ハローサイクリング</p> 	<ul style="list-style-type: none">・利用開始から30分間 →130円 以降 100円/15分・最大料金 1,800円/12時間
<p>ドコモ・バイクシェア</p> 	<ul style="list-style-type: none">・利用開始から30分間 →165円 以降 165円/30分・一日パス 1,650円/24時間・月額会員 2200円/月 利用開始から30分間 →0円 以降165円/30分 ※月に何度利用しても、30分以内であれば基本料金内
<p>LUUP</p> 	<ul style="list-style-type: none">・基本料金50円（税込） 15円/1分 <p>※電動キックボードも同額</p>

5. 電動キックボードのシェアリングサービス（補足）

- ▶ 利用サービスの**仕組みはシェアサイクルと同じ**
- ▶ 区内では、**2つの事業者**がサービス展開（計80ポート）
- ▶ 規制緩和の影響から普及しつつある一方で、**安全対策が懸念**

➔ **事業者・行政・警察が連携し、一層の安全啓発をする必要有**



■ 電動キックボードのポート状況
(出典：LUUPホームページ)

電動キックボードの規制緩和が進む

原付免許 ヘルメット 着用義務	現行の道路交通法 原動機付自転車 (定格出力0.6キロワット以下)	車道のみ 制限時速 30 キロ	
小型特殊 免許	産業競争力強化法の特例 (2021年4月~) 小型特殊自動車	車道と自転車道 15 キロ	
免許不要 16歳以上 限定	改正道交法 (24年4月までに施行) 特定小型原動機付自転車	車道と自転車道は 20 キロ、歩道も 6 キロで 走行できる	

現状、
この2つ

2年以内
に改正法
が施行

出典：日本経済新聞

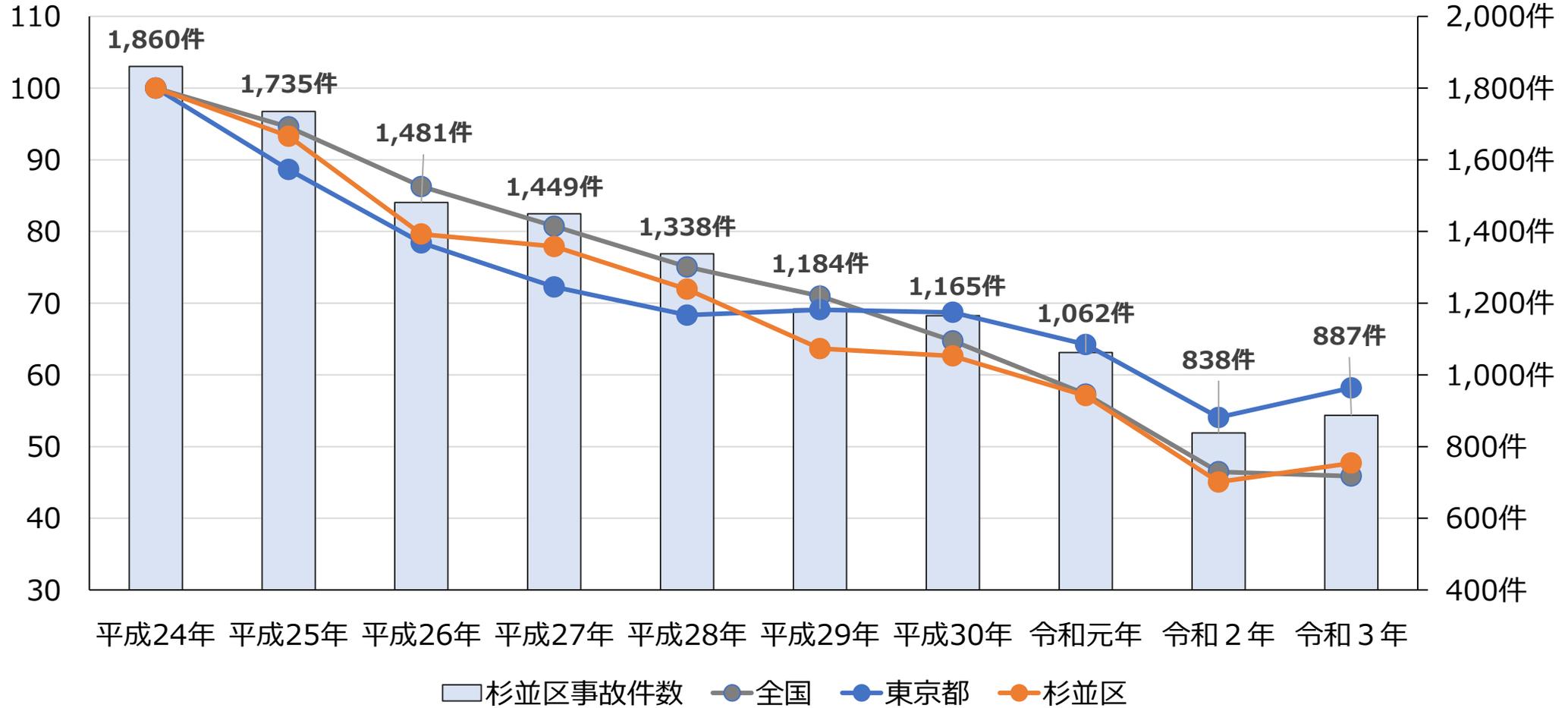


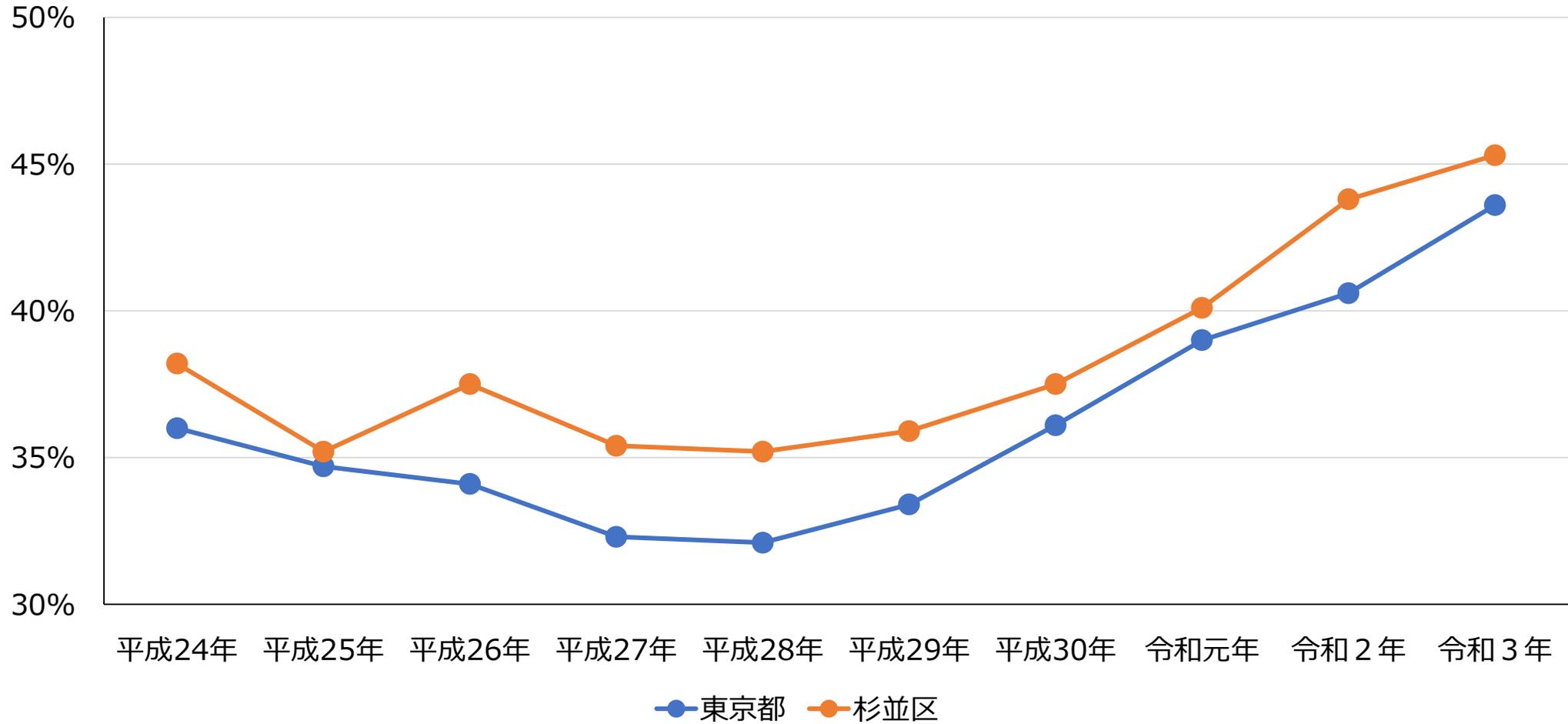
杉並区の自転車利用の 現状と課題

2022.10.30

杉並区 都市整備部 杉並土木事務所

折れ線は平成24年を100とした場合の交通事故発生件数の推移





1

自転車は、車道が原則、歩道は例外

2

車道は左側を通行

3

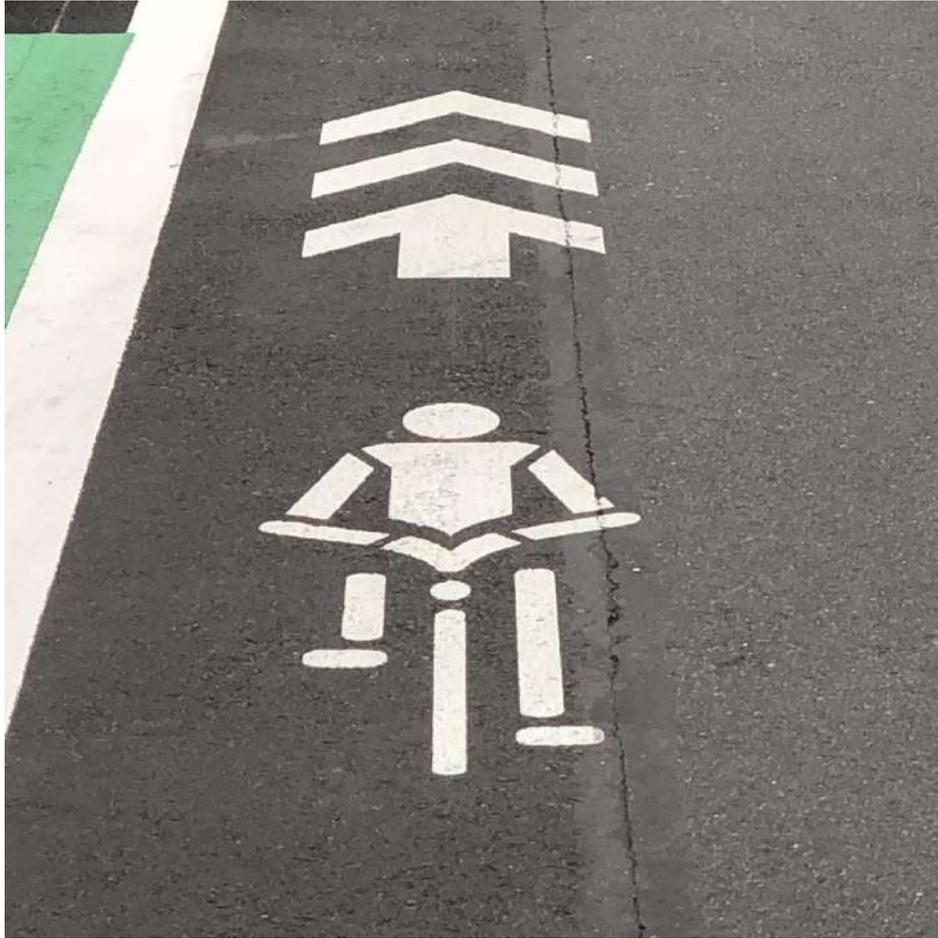
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4

安全ルールを守る

5

子どもはヘルメットを着用



自転車ナビマーク



自転車ナビライン



小学校での
実技講習会



中学校での
スクエアドストレート



出前型講習会



自転車
シミュレーター体験

自転車利用者が安全で快適に通行できる自転車通行空間の整備

歩行者の安全性が高まる通行空間の整備

国や都と連携した広域的な自転車ネットワークの整備

自転車利用者の交通ルール遵守やマナー向上を図る啓発活動の実施



自転車は正しく 安全に乗りましょう

杉並区 都市整備部 杉並土木事務所